大 田 原 市 保 育 の 実 施 基 準 指 数 表

◎各証明書（診断書や戸籍謄本の写し等）の取得に係る費用は、自己負担となります。

指数１（保育を必要とする事由）

事由	保護者の状況　※いずれか１つ（一番点数の高いもの）のみ採用	父	母
1　就労	月150時間以上の就労を常態　（週５日就労の場合：１日7.5時間以上）	10	10
	月140時間以上150時間未満の就労を常態　（週５日就労の場合：１日７時間以上7.5時間未満）	9	9
	月120時間以上140時間未満の就労を常態　（週５日就労の場合：１日６時間以上　７時間未満）	8	8
	月100時間以上120時間未満の就労を常態　（週５日就労の場合：１日５時間以上　６時間未満）	7	7
	月 80時間以上100時間未満の就労を常態　（週５日就労の場合：１日４時間以上　５時間未満）	6	6
	月 64時間以上 80時間未満の就労を常態　（週５日就労の場合：１日３時間以上　４時間未満）	5	5
2　出産	出産予定日から産前２カ月、産後２カ月の期間	－	10
3　疾病･障害	入院（概ね１カ月以上）	10	10
	重篤であり、一日の大部分をベッド上で過ごさなければならない場合（**医師の証明を要す**）	10	10
	病状・服薬等の影響で日常生活（仕事など）を中断し、療養する必要がある場合（**医師の証明を要す**）	7	7
	症状が軽易であり、日常生活には支障がない場合（**医師の証明を要す**）	5	5
	身体障害者手帳１級又は２級所持者であり、保育が困難な場合	10	10
	療育手帳Ａ１若しくはＡ２所持者又は精神障害者保健福祉手帳１級所持者であり、保育が困難な場合	10	10
	療育手帳Ｂ１又は精神障害者保健福祉手帳２級所持者かつ、身体障害者手帳３級又は４級所持者であって保育が困難な場合	9	9
	精神障害者保健福祉手帳２級所持者であり、保育が困難な場合	8	8
	療育手帳Ｂ１所持者又は身体障害者手帳３級若しくは４級所持者であり、保育が困難な場合	6	6
	療育手帳Ｂ２所持者、精神障害者保健福祉手帳３級所持者又は身体障害者手帳５級若しくは６級所持者であり、保育が困難な場合	4	4
4　看護･介護	入院している**同居親族等**に付き添う場合（概ね１カ月以上の入院）	「1 就労」に準ずる	「1 就労」に準ずる
	常時寝たきり状態の**同居親族等**の看護・介護にあたる場合	10	10
	常時観察及び介護を要する**同居親族等**の介護にあたる場合（要介護５，４，３）	10	10
	同居親族等の看護・介護にあたる場合	5	5
5　災害中	火災・水害等で家屋が失われ、復旧にあたる場合	10	10
6　求職中	求職活動をしている場合（認定日から90日経過した日の属する月末までとする）	3	3
7　就学等	学校等に在学している場合	「1 就労」に準ずる	「1 就労」に準ずる
	職業訓練を受けている場合	「1 就労」に準ずる	「1 就労」に準ずる
	通信教育を受けている場合	4	4
8　虐待･ＤＶ	虐待やＤＶのおそれがある場合	20	
9　その他	父母の離別、死別、行方不明、拘禁等の場合	10	10
	上記には該当しないが、市で保育が必要と認めた場合	状況により判断	状況により判断

指数２（優先事由）

要件	主な状況	指数
加算	ひとり親家庭の場合（**離婚調停中**を含む）	4
	生活保護世帯で、**就労することが必要である場合**	3
	虐待やＤＶなどにより、社会的養護が必要な場合	10
	子どもが障害を有していて、**優先的に集団の保育を受けることが必要な場合**	3
	入所希望年度の４月１日以降に**産休・育休から復職し、同時に**保育園等の利用を希望する場合	3
	兄弟姉妹が保育園、認定こども園（２・３号利用）又は地域型保育を利用している場合	5
	多胎児が同一の保育園等の利用を希望する場合	5
	小規模保育施設の卒園児童（３歳児）が、連携施設以外の保育園等の利用を希望する場合	2
	企業内託児施設及び認可外保育施設において保育中の場合	2
	保護者が保育士として就労している、または就労を予定している場合	10
減算	同居の親族が就労していないことから家庭で保育することができる場合	-3
	市や施設に相談なく在園児（卒園児）の保育料に未納がある場合	-10
	上記以外で在園児（卒園児）の保育料に未納がある場合	-7

（１）選考方法

１	指数１と指数２の合計点数が高い順から選考を行う
２	合計点数が同点の場合は、「優先度合判断基準」の１位から５位の順に選考を行う
３	１から２における選考で空きがある場合には、他市町村の児童について入園の選考を行う

■優先度合判断基準

１位	指数１の点数が高い方を優先
２位	当初入園希望月が早い方を優先
３位	就学前児童の多い世帯を優先
４位	既に就労している場合と、就労内定の場合では、前者を優先
５位	他に希望する園で空きがある場合と、他に希望する園で空きがない場合では、後者を優先

※希望施設のみ変更の場合、当初の希望月で判断します。

（２）新年度の入園選考時における、転園希望児童の取扱い基準

●転園児として認める事由

・ 保育所等の受入れ対象年齢ではなくなり、連携施設への転園を希望する場合
・ 兄弟姉妹が別々の保育園等に在園しており、同一の保育園等に転園を希望する場合※
・ 居住地や勤務先が変更となり、保育園等の送迎に支障をきたしている場合※
・ その他、現在在園している園への登園が困難であると市が認めた場合※

◎上記以外の理由で転園を希望している場合は転園児として認められません。

◎転園児として認めた児童については、新入園児より優先して入所を決定いたします。
ただし※印については、希望施設の入所枠の関係により転園することができない場合もあります。

（３）新年度の入園選考時における、兄弟姉妹優先入園の取扱い基準

○優先入園の対象事由

・兄弟姉妹が既に入園している保育所等への入園を第１希望とする場合
・兄弟姉妹と同時に入園を希望する場合

＊（１）の選考方法に規定する入園選考に優先して入園を決定します。
ただし、（２）の転園児選考後の空き枠内で選考を行い、
空き数を超えたときは（１）の選考方法に準じて入園を決定します。
＊兄弟姉妹の優先入園については、市内に住所を有する児童が対象となります。

次年度以降の選考については、優先度合判断基準が変更となる可能性があります。
ご兄弟が入園された際と選考方法が変わることもありますので、入園希望の年度の
選考方法をよくご確認ください。※令和７年度中の選考方法が変わることはありません。

今後変わる可能性のある点

・入園希望月による加算や減算など。
・兄弟姉妹が認定こども園の教育部分利用での在園の場合は、優先の対象にならない
（施設等利用給付の認定児童を除く）

指数表				合計（指数１＋指数２）
指数１			指数２	
父	母	計（父＋母）		